

第一号様式



【表紙】

【提出書類】

変更報告書 No. 15

【根拠条文】

法第27条の25第1項に基づく報告書

【提出先】

関東財務局長

【氏名又は名称】

ゴールドマン・サックス証券株式会社
代表取締役社長 持田 昌典



【住所又は本店所在地】

東京都港区六本木六丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー

【報告義務発生日】

平成18年11月27日

【提出日】

平成18年12月4日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

2名

【提出形態】

連名

第1【発行会社に関する事項】

1【発行会社】

発行会社の名称	住友石炭鉱業(株)
会社コード	1503
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京 大阪
本店所在地	東京都港区新橋6-16-12

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	ゴールドマン・サックス証券株式会社
住所又は本店所在地	東京都港区六本木六丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成 17 年 9 月 16 日
代表者氏名	持田 昌典
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券株式会社 コア・コンプライアンス部 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1746

(2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	4,546,925		
新株予約権証券 (株)	A 86,846,510	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C 1,055		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K 91,394,490	L	M
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O 91,394,490		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P 86,847,565		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18年10月31日現在)	Q 245,226,898
上記提出者の 株券保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)	27.52
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	24.92

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2006年10月1日	普通株	1,393,420	取得	(事業譲受による)
2006年10月1日	普通株	3,681,500	取得	(貸借・事業譲受による)
2006年10月1日	対象有価証券カバートワラント	1,100	取得	(事業譲受による)
2006年10月1日	新株予約権証券	73,921,680	取得	(事業譲受による)
2006年10月2日	普通株	93,500	処分	
2006年10月2日	普通株	178,500	取得	(貸借)
2006年10月3日	普通株	268,000	取得	(貸借)
2006年10月3日	対象有価証券カバートワラント	100	取得	
2006年10月4日	普通株	118,920	処分	
2006年10月4日	対象有価証券カバートワラント	120	処分	
2006年10月5日	普通株	100,000	処分	
2006年10月6日	普通株	200,000	処分	
2006年10月10日	普通株	174,000	処分	
2006年10月10日	普通株	45,000	処分	(貸借)
2006年10月11日	普通株	150,000	処分	
2006年10月11日	普通株	200,000	取得	(貸借)
2006年10月16日	普通株	293,000	取得	(貸借)
2006年10月17日	普通株	4,000	処分	(貸借)
2006年10月19日	普通株	96,500	処分	
2006年10月20日	普通株	45,000	処分	(貸借)
2006年10月24日	普通株	1,411,150	取得	
2006年10月24日	新株予約権証券	1,711,150	処分	
2006年10月25日	普通株	50,000	処分	
2006年10月27日	普通株	150	処分	
2006年10月30日	普通株	76,500	処分	
2006年10月30日	新株予約権証券	2,400,125	取得	(目的たる株式数の調整)
2006年10月31日	普通株	72,500	処分	
2006年11月1日	普通株	40,000	処分	
2006年11月6日	普通株	377,500	処分	
2006年11月6日	対象有価証券カバートワラント	25	処分	
2006年11月15日	普通株	207,000	処分	
2006年11月17日	普通株	440,000	処分	
2006年11月22日	普通株	1,184,500	処分	
2006年11月27日	普通株	596,425	取得	
2006年11月27日	新株予約権証券	12,235,855	取得	(目的たる株式数の調整)

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券の消費貸借により 4,527,000株の借入

第2【提出者に関する事項】

2【提出者(大量保有者) / 2】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人()
氏名又は名称	Goldman Sachs International
住所又は本店所在地	Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB UK
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和 63 年 10 月 3 日
代表者氏名	Richard Gnodde
代表者役職	マネージング・ディレクター
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券株式会社 コア・コンプライアンス部 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1746

(2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	4,010,500		
新株予約権証券 (株)	A	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C 1,055		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K 4,011,555	L	M
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O 4,011,555		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P 1,055		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18年10月31日現在)	Q 245,226,898
上記提出者の 株券保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)	1.64
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	2.29

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2006年9月29日	普通株	1,000	取得	
2006年10月2日	普通株	7,500	取得	
2006年10月2日	普通株	169,000	処分	(貸借)
2006年10月3日	普通株	4,000	取得	
2006年10月3日	普通株	273,500	処分	(貸借)
2006年10月3日	対象有価証券カバードワラント	20	処分	
2006年10月4日	普通株	4,500	処分	
2006年10月5日	普通株	1,500	処分	
2006年10月10日	普通株	16,500	取得	
2006年10月11日	普通株	7,000	取得	
2006年10月12日	普通株	30,000	取得	
2006年10月13日	普通株	22,500	取得	
2006年10月13日	普通株	526,000	処分	(貸借)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2006年10月16日	普通株	2,500	取得	
2006年10月17日	普通株	15,500	処分	
2006年10月17日	普通株	383,000	処分	(貸借)
2006年10月18日	普通株	3,500	処分	
2006年10月18日	普通株	416,500	処分	(貸借)
2006年10月19日	普通株	1,000	処分	
2006年10月20日	普通株	3,500	取得	
2006年10月23日	普通株	2,000	取得	
2006年10月24日	普通株	97,500	取得	
2006年10月25日	普通株	5,500	処分	
2006年10月26日	普通株	22,500	処分	
2006年10月27日	普通株	15,000	処分	
2006年10月30日	普通株	8,000	取得	
2006年10月31日	普通株	18,500	処分	
2006年11月1日	普通株	200,000	取得	(貸借)
2006年11月2日	普通株	13,000	処分	
2006年11月2日	普通株	200,000	処分	(貸借)
2006年11月6日	普通株	51,500	取得	
2006年11月6日	対象有価証券カバートワラント	25	処分	
2006年11月7日	普通株	36,500	処分	
2006年11月8日	普通株	33,000	処分	
2006年11月9日	普通株	12,500	処分	
2006年11月10日	普通株	1,000	処分	
2006年11月13日	普通株	23,000	処分	
2006年11月14日	普通株	39,500	取得	
2006年11月15日	普通株	43,000	処分	
2006年11月17日	普通株	8,500	処分	
2006年11月20日	普通株	5,500	取得	
2006年11月21日	普通株	2,000	処分	
2006年11月22日	普通株	57,500	取得	
2006年11月22日	普通株	900,000	処分	(貸借)
2006年11月24日	普通株	16,000	取得	
2006年11月27日	普通株	143,000	取得	

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券の消費貸借により 3,722,000株の借入(ゴールドマン・サックス証券株式会社等からの借入)

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

(1) ゴールドマン・サックス証券株式会社

(2) Goldman Sachs International

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券（株）	8,557,425		
新株予約権証券（株）	A 86,846,510	—	F
新株予約権付社債券（株）	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C 2,110		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計（株）	K 95,406,045	L	M
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数（総数） (K+L+M-N)	O 95,406,045		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P 86,848,620		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） (平成 18年10月31日現在)	Q 245,226,898
上記提出者の 株券保有割合（%） (O/(P+Q)×100)	28.73
直前の報告書に記載された 株券保有割合（%）	26.67

1 October, 2006

To: Chief of Kanto Financial Bureau

Proxy: Goldman Sachs Japan Co., Ltd
Proxy Address: Roppongi Hills Mori Tower,
6-10-1 Roppongi, Minato-ku
Tokyo JAPAN

Power of Attorney

We, Goldman Sachs International, of Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB, a company duly organized and existing under the laws of England and Wales hereby appoint Goldman Sachs Japan Co., Ltd as its proxy in Japan:

1. To prepare and file the reports required under Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the rule; and

IN WITNESS WHEREOF, this Power of Attorney has been duly executed as a Deed on this day of October 2006.

GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL

By: _____

Richard J. Levy

Name: Richard J. Levy

Title: Managing Director

平成 18 年 10 月 1 日

関東財務局長 殿

代理人 : ゴールドマン・サックス証券株式会社
代理人住所 : 東京都港区六本木 6-10-1
六本木ヒルズ森タワー

委任状

ゴールドマン・サックス・インターナショナルは、ここにゴールドマン・サックス証券株式会社を、下記にかかると一切の権限を有する日本における代理人として選任します。

記

1. 証券取引法第 2 章の 3 「株券等の大量保有の状況に関する開示」(以下「ルール」という)に定める各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. ルールによって定められた報告書の複写を関係者に送付すること。
3. 日本における副代理人を指定し、上記権限を委譲すること。

ゴールドマン・サックス・インターナショナル

〔署名〕

〔氏名〕 リチャード・ジェイ・レヴィ
〔役職〕 マネージング・ディレクター